

刊行にあたって

本書は、コンプライアンス・オフィサー認定試験「金融コンプライアンス・オフィサー1級」および「同2級」の受験参考書として刊行されたものです。

過去の試験問題については、『金融コンプライアンス・オフィサー1級問題解説集』（日本コンプライアンス・オフィサー協会編）および『同2級問題解説集』（同協会編）に収録されていますが、本書は、試験問題を解くための必要知識についての要点を解説し、試験に向けて活用していただくことを第一義に編集しています。

金融機関の行職員にとって、コンプライアンス（法令等遵守）は金融業務のバックボーンとなるものです。正確・迅速な処理が求められる日常の事務処理においても、確実な業務知識の習得とともに法令等を遵守する基本姿勢は不可欠です。

コンプライアンス・オフィサー認定試験「金融コンプライアンス・オフィサー1級・2級」は、金融機関の行職員のコンプライアンス知識の習得度を判定しようとするものですが、コンプライアンス知識を日頃より身に付け研鑽し、本試験にチャレンジすることは有用であり、これを広く推奨する所以です。

本書を『金融コンプライアンス・オフィサー1級・2級問題解説集』と併せて有効に活用し、コンプライアンス・オフィサー認定試験「金融コンプライアンス・オフィサー1級・2級」に認定され、日常業務活動により一層邁進されることを祈念してやみません。

2020年2月

経済法令研究会

目 次

第1章 金融機関とコンプライアンス

①	コンプライアンス態勢の構築	2
1	金融機関の公共性と社会的責任	2
2	コンプライアンスの意義	4
②	金融機関の企業経営とコンプライアンス	5
1	取締役・取締役会の義務と責任	6
	(1) 取締役と会社との関係 6 / (2) 利益相反取引 8 / (3) 取締役会の役割と権限 10 / (4) 取締役の会社に対する責任 12 / (5) 取締役の第三者に対する責任 16 / (6) 代表取締役の地位と権限 17 / (7) 業務執行取締役 18 / (8) 指名委員会等設置会社 18	
2	監査役・監査役会の義務と責任	19
	(1) 監査役の意義 19 / (2) 監査役の選任等 20 / (3) 監査役の権限と義務 22 / (4) 監査役会 23 / (5) 監査役の責任 24	
3	監査等委員会設置会社	24
	(1) 意義 24 / (2) 監査等委員会の構成 25 / (3) 監査等委員の独立性の確保 25 / (4) 監査等委員会および監査等委員の職責と権限 26	
4	株主代表訴訟	27
	(1) 株主代表訴訟の意義 27 / (2) 代表訴訟の要件 28 / (3) 代表訴訟の費用 28 / (4) 代表訴訟の効果 29 / (5) 多重代表訴訟（特定責任追及の訴え） 29	
5	株主に対する利益供与の禁止	30
	(1) 利益供与と禁止の意義 30 / (2) 禁止行為 31 / (3) 利益供与と民事責任 31 / (4) 利益供与と刑事責任 32	
6	不祥事件・苦情等に対する処置	32
	(1) 不祥事件 33 / (2) 苦情・トラブル対応 34 / (3) 内部通報制度 36	

7 反社会的勢力との関係遮断	39
(1) 反社会的勢力とは 39 / (2) 反社会的勢力の弊害 41 / (3) 反社会的勢力との訣別の必要性 43 / (4) 政府指針の概要と対応 45	

第2章 金融取引とコンプライアンス

1 銀行法関連	48
1 銀行の目的と業務	48
(1) 銀行の目的 49 / (2) 銀行の業務 49 / (3) 「その他付随業務」について (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ -4-2) 55	
2 大口信用供与規制	59
(1) 大口信用供与規制の意義 59 / (2) 規制対象 59 / (3) 規制される信用供与の範囲と信用限度額 60 / (4) 適用除外 60 / (5) 迂回融資 61	
3 特定関係者との取引 (アームズ・レングス・ルール)	61
(1) アームズ・レングス・ルールの意義 61 / (2) アームズ・レングス・ルールの内容 62	
4 情報開示 (ディスクロージャー)	63
(1) 情報開示の意義 63 / (2) 情報開示の内容 63 / (3) 情報開示違反に関する制裁 64	
5 その他銀行法に基づく規制	64
(1) 名義貸しの禁止 64 / (2) 兼職禁止 64 / (3) 顧客情報の適正な取扱い等 65 / (4) 禁止行為 65 / (5) 顧客の利益の保護のための体制整備 66 / (6) 届出義務 69 / (7) 監督 69	
6 銀行代理業制度	70
(1) 総説 70 / (2) 銀行代理業の許可制度 71 / (3) 業務の範囲 72 / (4) 顧客保護管理態勢 72 / (5) 監督 73 / (6) 所属銀行の指導と責任 73 / (7) 外国銀行代理業務 73	
2 金融取引法関連	75
1 取引時確認義務・疑わしい取引の届出義務	75
(1) マネー・ローンダリング 77 / (2) 犯罪収益移転防止法上の取引時確認義務 78 / (3) 外為法上の本人確認義務 89 / (4) 金融機関の届出義務 90	

2	説明義務（銀行法・金融商品販売法）	91
(1)	説明義務の意義 91 / (2) 銀行法12条の2 92 / (3) 銀行法13条の4 93 / (4) 金融商品販売法 95 / (5) 与信取引における説明義務 101	
3	消費者契約法等	105
(1)	意義 105 / (2) 契約の取消 105 / (3) 契約条項の無効（消費者契約法8条・8条の2） 106 / (4) 損害賠償予定額の制限（消費者契約法9条） 107 / (5) 消費者団体訴訟制度 107 / (6) 消費者裁判手続特例法の制定 108	
4	金利規制	109
(1)	利息制限法 109 / (2) 臨時金利調整法 110 / (3) 出資法 110	
5	提携ローン	110
(1)	提携ローンの問題点 110 / (2) 対応 111	
6	相談業務	111
(1)	相談業務の問題点 111 / (2) 税務相談 112 / (3) 法律相談 112 / (4) 相談業務と損害賠償責任 113	
7	保険業法	113
(1)	保険窓販の規制緩和 113 / (2) 保険業法による規制 114	
3	民法関連	119
1	貸手責任・信義誠実の原則	119
(1)	融資契約の成立 120 / (2) 融資契約違反 120 / (3) 信義誠実の原則・契約締結上の過失 121	
2	権利濫用の禁止・公序良俗違反	122
(1)	権利濫用の禁止 122 / (2) 公序良俗違反 123	
3	成年後見制度	124
(1)	補助 124 / (2) 保佐 126 / (3) 後見 127 / (4) 後見登記制度 127 / (5) 任意後見制度 128 / (6) 第三者保護制度 128	
4	善管注意義務	129
(1)	意義 129 / (2) 問題となる業務 130	
5	守秘義務	131
(1)	意義 131 / (2) 義務違反の効果 132 / (3) 例外 132	
6	使用者責任	134
(1)	意義 134 / (2) 成立要件 135 / (3) 使用者側の抗弁事由（消極的要件） 136 / (4) 使用者責任の効果 136	

7 保証	137
(1) 根保証	137
(2) 第三者保証の制限	138
(3) 会社の保証行為と取締役会決議	139
8 職員による代筆	141
(1) 代筆の問題点	141
(2) 金融機関の対応策	141
9 偽造・盗難カードにおける預貯金者の保護	142
(1) 立法の背景	142
(2) 法律の概要	143
(3) 金融機関の義務	145
(4) 金融機関の解決課題と対応策	146
(5) 全国銀行協会による保護の施策	146
10 振り込め詐欺による被害者の保護	148
(1) 振り込め詐欺犯罪の現状	148
(2) 口座不正利用と取引停止等	150
(3) 振り込め詐欺救済法と金融実務	151
4 会社法関連	161
1 仮装払込	161
(1) 仮装払込の問題点	161
(2) 「預合い」と「見せ金」	162
(3) 払込取扱金融機関の責任等	163
(4) 仮装払込における引受人等の責任	164
2 特別背任罪（背任罪）	164
(1) 意義と刑罰	164
(2) 成立（構成）要件	166
3 贈収賄罪	168
(1) 意義	168
(2) 成立（構成）要件と刑罰	168
4 手形・小切手	170
(1) 法的性質等	170
(2) 手形の記載事項	172
(3) 白地手形の問題点	173
5 刑事法関連	176
1 文書偽造等	176
(1) 意義	176
(2) 構成（成立）要件と刑罰	177
(3) その他の偽造罪	181
2 贈収賄罪	182
3 信用毀損罪および業務妨害罪	182
(1) 信用毀損罪	183
(2) 業務妨害罪	183

4	詐欺罪・窃盗罪	184
(1)	詐欺罪（刑法246条）	184
(2)	電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2）	185
(3)	詐欺罪と窃盗罪	186
5	横領罪	187
(1)	意義	187
(2)	構成要件	187
(3)	刑罰	188
6	犯罪と共犯	188
(1)	意義	188
(2)	共同正犯	189
(3)	教唆犯	189
(4)	従犯	189
(5)	共犯と身分	190
7	浮貸し	190
(1)	意義	190
(2)	構成要件	190
(3)	刑罰	192
8	導入預金	192
(1)	意義	192
(2)	構成要件	193
(3)	刑罰	194
(4)	導入預金の民事上の効力	195
6	独占禁止法関連	196
1	独占禁止法概説	196
(1)	意義と目的	196
(2)	規制対象	197
(3)	公正取引委員会	197
(4)	独占禁止法の改正	198
2	不公正な取引方法	198
(1)	不公正な取引方法の内容	198
(2)	不公正な取引方法に対する措置	199
(3)	金融実務と不公正な取引方法	200
3	カルテル	201
(1)	意義	201
(2)	要件	202
(3)	効果	202
(4)	具体例	202
(5)	銀行の公正取引に関する手引	203
4	不当景品類及び不当表示防止法	203
(1)	意義	203
(2)	不当景品類の規制	204
(3)	不当表示の規制	206
7	金融商品取引法関連	211
1	金融商品取引法の意義	212
(1)	制定の経緯	212
(2)	目的	212
(3)	内容	212
(4)	投資商品販売と金商法	213
2	投資商品販売実務における改正事項	213
(1)	登録金融機関	213
(2)	金融商品取引業者等の義務（行為規制）	214

3	登録金融機関の行為規制	218
	(1) 誠実公正義務(金商法36条1項)	218
	(2) 標識掲示義務(金商法36条の2)	218
	(3) 名義貸しの禁止(金商法36条の3)	219
	(4) 広告等における表示義務(金商法37条1項)	220
	(5) 不当表示等の禁止(金商法37条2項)	224
	(6) 取引態様の事前明示義務(金商法37条の2)	224
	(7) 契約締結前の書面交付義務(金商法37条の3)	225
	(8) 契約締結時等の書面交付義務(金商法37条の4)	228
	(9) 勧誘における禁止行為(金商法38条)	229
	(10) 損失補てん等の禁止(金商法39条)	234
	(11) 適合性の原則(金商法40条)	238
	(12) 登録金融機関に対する行為規制(弊害防止措置)	245
4	不正行為の禁止	247
5	風説の流布, 偽計, 暴行または脅迫の禁止	249
6	相場操縦行為等の禁止	250
7	内部者取引(インサイダー取引)の禁止	253
	(1) 内部者取引禁止の意義	254
	(2) 構成要件	254
	(3) 刑罰	257
	(4) 公開買付者等関係者の内部者取引の禁止	257
	(5) 未公表の重要事実の伝達等の禁止	258
	(6) 違反者の氏名公表	260
8	金融ADRの創設	260
8	知的財産権法関連	262
1	概説	262
	(1) 知的財産権の意義	262
	(2) 知的財産権の種類	263
2	特許権	263
	(1) 意義	263
	(2) 効力	264
	(3) ビジネスモデル特許	264
3	実用新案権	264
	(1) 意義	264
	(2) 効力	265
4	商標権	265
	(1) 意義	265
	(2) 効力	265
5	意匠権	266
	(1) 意義	266
	(2) 効力	266
6	著作権	267
	(1) 意義	267
	(2) 効力	267
	(3) 著作権の侵害と例外	267

第3章 金融機関の内部リスク管理態勢と コンプライアンス

①	リスク管理	270
1	事務リスク	270
	(1) 意義 270 / (2) 対応 270 / (3) 事務の外部委託における留意点 271	
2	システムリスク	274
	(1) 意義 274 / (2) 対応 275	
②	文書管理	276
1	文書管理の方法等	276
	(1) 意義 276 / (2) 管理方法 276	
2	民事訴訟における文書提出命令	277
	(1) 意義 277 / (2) 民事訴訟法の規定内容 278 / (3) 留意点 278	
③	情報管理	279
1	インサイダー情報の管理	279
	(1) 意義 279 / (2) 情報の管理方法 279	
2	顧客情報の管理	280
	(1) 意義 280 / (2) 信用照会制度の限界 281 / (3) 情報交換 281 / (4) 顧客情報管理に関する監督指針の改正 282	
3	個人情報保護法	284
	(1) 目的 285 / (2) 定義 285 / (3) 個人情報取扱事業者の義務 286 / (4) 個人情報漏えい時の対応 296	
④	人事・労務管理	298
1	男女均等待遇	298
	(1) 意義 298 / (2) 内容 299	
2	労務管理	301
	(1) 意義 301 / (2) 内容 301	
3	セクシュアル・ハラスメント	304
	(1) 意義 304 / (2) 類型 304 / (3) 法的責任 305	

4	パワーハラスメント	305
(1)	総説	305
(2)	パワーハラスメントとは	306
(3)	行為類型	307
(4)	予防および解決策	307
(5)	法的責任	309
5	マタニティ・ハラスメント	309
(1)	意義	309
(2)	類型	311

1

コンプライアンス態勢の構築

〈学習上のポイント〉

この章では、金融機関に求められているコンプライアンスの意義、なぜコンプライアンスが必要なのかという基礎を説明する。

この分野は、試験において問われる可能性が高い分野であり、毎回、複数の問題が出題されているから、単に暗記するだけではなく、正しい知識を理解して学習することが肝要である。

関連過去問題

〈2級〉

2019年(10月)問1

2019年(6月)問1

2018年(10月)問1

〈1級〉

2019年(6月)問1

2018年(6月)問1

2016年(6月)問1

1 金融機関の公共性と社会的責任

金融機関の公共性は高い。このことは金融機関の基本的業務である預金や融資から考えても明白である。他人の金銭を預かり、これを融資等によって運用することで信用創造機能を果たしているからである。

金融機関の公共性が高いということは、金融機関に課せられた社会的責任が重いことを意味する。不祥事件等の原因から金融機関が倒産すれば、個々の顧客の資産形成や事業経営に悪影響が出ることになるし、ひいてはわが国の経済に大きな打撃を与える。

金融機関の公共性と社会的責任に鑑みれば、金融機関にとって社会的信用こそが経営資源の基本であるといえる。

しかるに、1990年代から2000年代の金融不祥事やこれを原因とする金融機関の淘汰は、公共的使命と社会的責任に反し、

金融機関の社会的信用を著しく傷つけるものである。

そこで、大蔵省（現財務省）から金融検査部門を受け継いだ当時の金融監督庁（現金融庁）は、平成11年4月8日に「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という）の最終とりまとめ案を公表し（同年7月1日発出）、法令遵守を金融機関の経営の柱とすることを求めた。この時点から金融検査に法令等の遵守状況が採用され、厳格な金融検査が行われてきたが、平成18事務年度から「金融検査評定制度」が導入され、検査を受けた金融機関が11項目について当局から評価されることとなった。

なお、平成29年12月15日に金融庁から公表され、パブリックコメントに付された「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）では、現行のチェックリスト方式の金融検査マニュアルが平成30年度終了後（平成31年4月1日以降）を目途に廃止するとされ、令和元年12月18日をもって廃止された。

金融庁は、平成30年7月13日に上記コンプライアンス・リスク管理基本方針案（以下「本件方針」という）を公表し、パブリックコメントに付し、同年10月15日に確定した。

本件方針は、いわゆるディスカッションペーパーであって、従来の金融検査マニュアルとは異なるものの、金融機関にとってはコンプライアンスとリスク管理態勢構築の方向性を示す重要な方針である。なお、本件方針の「Iはじめに」には、「本文書は、より良い実務に向けた対話の材料とするためのものであり、検査や監督において、本文書の個々の論点を形式的に適用したり、チェックリストとして用いたりすることはしない」とされている。

本件方針は、上記「Iはじめに」、「IIコンプライアンス・

リスク管理の高度化の必要性」, 「Ⅲ金融機関における管理態勢」, 「Ⅳ当局による検査・監督」から構成されている。



2 コンプライアンスの意義



コンプライアンスとは、狭義では各種法令や規則などを遵守することを意味するが、広くはその他の社会的規範の遵守を含むものとされる。

金融機関のコンプライアンスは、順次説明するが、取締役（理事）および監査役（監事）といった役員が服する会社法の規定、銀行法（信用金庫法等を含む）などの主に業務を規制した業法、金融取引の基本法の性格をもつ民法、刑法に代表される刑事法、独占禁止法、金融商品取引法など、広範囲にわたり、かつ、各々の法律から下位の政省令、規則に至るまで深いものといえる。

金融機関の役職員は、これらの法令等を理解し、法令等を遵守したうえで業務を遂行しなければならない、誠実かつ公正な態度で臨む必要がある。

2

金融機関の企業経営とコンプライアンス

〈学習上のポイント〉

ここでは、主として金融機関の経営陣に関するコンプライアンスを説明する。一般職員とは縁がないと諦めずに学習してほしい。毎回必ず複数の出題がなされているからである。特に商法が会社法に変わり、平成18年から施行されており、実質的な改正点もあることから、会社法の条文を引きながら学ぶとよい。学習においてポイントとなるのは、取締役の義務と責任であり、会社法423条の規定は理解すべきである。その他にも取締役と会社の競業および利益相反取引の制限（会社法356条）、取締役会の権限事項（同法362条）、株主に対する利益供与の禁止（同法120条・970条）、違法な剰余金の分配（同法462条・963条5項2号）などが重要である。これらの規定は、取締役の義務と責任に直結するから、会社法423条と関連付けて理解されたい。また、株主代表訴訟も出題頻度が高いテーマであるから、制度の概要を理解すべきである。なお、会社法の改正に伴って、協同組織的金融機関の業法も大幅に改正され、会社法と同様の規定が設けられたことに注意すべきであろう（注）。また、平成26年に会社法が改正（以下「平成26年改正会社法」という）されたことによって、監査等委員会設置会社の新設など新たな制度が導入されていることに注意して学習すべきである。

（注）協同組織的金融機関については、「（代表）取締役」とあるのは「（代表）理事」に、「取締役会」とあるのは「理事会」に、「監査役」または「監査役会」とあるのは「監事」に読み替えるとよい。